



栃木県公報

平成30年
4月3日(火)
第2974号

目次

告示

- 准看護師養成所の指定の取消し..... 261
- 各種学校の廃止認可..... 262
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に係る変更..... 262
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更..... 262
- 地籍調査の成果の認証..... 263
- 土地改良区定款変更の認可..... 263
- 土地改良区合併の認可..... 263
- 県営土地改良事業計画の決定..... 263
- 県営土地改良事業計画変更の決定..... 264
- 道路の供用開始..... 264

公告

- 公共測量の終了..... 264
- 同..... 265
- 都市計画決定図書の写しの縦覧..... 265
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 265
- 同..... 265
- 同..... 265
- 同..... 266
- 同..... 266
- 同..... 266
- 同..... 266
- 同..... 266
- 同..... 266
- 同..... 266
- 同..... 267
- 同..... 267
- 同..... 267
- 同..... 267
- 同..... 267
- 都市計画事業の施行..... 267
- 同..... 268
- 同..... 268

告示

栃木県告示第百七十七号

保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第二十条において読み替えて準用する同令第十六条の規定により、次の准看護師養成所について、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第二十二條第二号の規定による指定を取り消したので告示する。

平成三十年四月三日

栃木県知事 福田 富一

指定の取消年月日	准看護師養成所の名称	准看護師養成所の所在地
平成三十年三月三十一日	那須郡市医師会立黒磯准看護学院	那須塩原市黒磯幸町八番十号

(医療政策課)

栃木県告示第178号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により、平成30年3月30日付けで、次のとおり各種学校の廃止を認可した。

平成30年4月3日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	設 置 者
那須郡市医師会立黒磯准看護学院	那須塩原市黒磯幸町8番10号	一般社団法人那須郡市医師会

(文書学事課)

栃木県告示第179号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第19条の19の規定により公示する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福田 富一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
共創未来みやまえ薬局 (みやまえ薬局)	足利市島田町822-7	株式会社ファーマみらい	平成30年3月12日

※表中の（ ）内は変更前のもの

栃木県告示第180号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
こんのクリニック (もりぐちクリニック)	足利市福居町506	今野 健一郎	平成30年2月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
共創未来みやまえ薬局 (みやまえ薬局)	足利市島田町822-7	株式会社ファーマみらい	平成30年3月12日

※表中の（ ）内は変更前のもの

(健康増進課)

栃木県告示第181号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
矢板市	矢板市安沢の一部	矢板市安沢の一部(安沢VI地区)の地籍図及び地籍簿	平成30年3月22日
益子町	益子町大字山本の一部	益子町大字山本の一部(山本I地区)の地籍図及び地籍簿	平成30年3月22日
芳賀町	芳賀町大字下高根沢の一部	芳賀町大字下高根沢の一部(下高根沢2地区)の地籍図及び地籍簿	平成30年3月22日
芳賀町	芳賀町大字下高根沢の一部	芳賀町大字下高根沢の一部(下高根沢3地区)の地籍図及び地籍簿	平成30年3月22日

(農村振興課)

栃木県告示第182号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
市貝町土地改良区	平成30年4月1日

栃木県告示第183号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福田 富一

- 認可年月日
平成30年4月1日
- 合併後存続し、及び定款を変更する土地改良区の名称
市貝町土地改良区
- 合併により解散する土地改良区の名称
小貝川中部土地改良区

栃木県告示第184号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成30年4月3日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営小泉・本沼地区土地改良（区画整理）事業	平成30年4月4日から 同年5月2日まで	平成30年5月17日	芳賀農業振興事務所

栃木県告示第185号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成30年4月3日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営山口地区土地改良（区画整理）事業	平成30年4月4日から 同年5月2日まで	平成30年5月17日	上都賀農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30年4月3日から同年5月2日まで一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
222	一般県道 熊田喜連川線	さくら市葛城字稲荷森196-1から さくら市葛城字林下249-1まで	平成30年4月4日

（道路保全課）

公 告

○公共測量の終了

平成29年11月17日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、益子町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業地域
益子町全域
- 3 作業期間

平成29年10月23日から平成30年2月28日まで

○公共測量の終了

平成30年3月13日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量（数値修正）

2 作業地域

渡良瀬川流域

3 作業期間

平成30年2月27日から同年3月20日まで

（監理課）

○都市計画決定図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成30年4月1日に決定した、小山栃木都市計画地区計画（前新田地区地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

真岡市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30年4月1日に変更した、宇都宮都市計画公園（2・2・368号萩田公園ほか2公園）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

鹿沼市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30年3月20日に変更した、宇都宮都市計画地区計画流通センター南地区計画ほか1地区計画の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

真岡市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30年4月1日に変更した、宇都宮都市計画地区計画（下高間木地区地区計画ほか4地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30年4月1日に変更した、足利佐野都市計画地区計画（大月助戸地区地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30年4月1日に変更した、足利佐野都市計画地区計画（上洪垂地区地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

佐野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30年4月1日に変更した、足利佐野都市計画地区計画（佐野田沼インター周辺地区地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

栃木市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により平成30年4月1日に変更した、小山栃木都市計画地区計画（惣社東産業団地地区計画ほか5地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30年4月1日に変更した、小山栃木都市計画地区計画（間々田地区地区計画ほか11地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

日光市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30年4月1日に変更した、日光都市計画地区計画（駅間JR今市地区地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

大田原市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30年4月1日に変更した、大田原都市計画地区計画本町1丁目地区地区計画ほか1地区計画の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

矢板市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30年4月1日に変更した、矢板都市計画地区計画（矢板南産業団地地区計画ほか1地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

那須塩原市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30年4月1日に変更した、那須塩原都市計画地区計画（大原間周辺地区地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

益子町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30年4月1日に変更した、益子都市計画地区計画（七井第1地区地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一
(都市計画課)

○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

1 都市計画事業の種類及び名称

宇都宮都市計画道路事業3・3・901号おもちゃのまち下古山線

2 施行者の名称

栃木県

3 事務所の所在地

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美、幸町三丁目、いずみ町、幸町一丁目、若草町及び至宝三丁目

地内

(2) 使用の部分

栃木県下都賀郡壬生町若草町地内

○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
小山栃木都市計画道路事業3・4・201号沼和田川原田線
- 2 施行者の名称
栃木県
- 3 事務所の所在地
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成30年4月3日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
小山栃木都市計画道路事業3・4・114号間々田駅東線
- 2 施行者の名称
栃木県
- 3 事務所の所在地
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

(都市整備課)